

綱領作成に就いての方針

①

一 行動綱領たる事
現在出来んとする無後政政見は必ずしも嚴密な原則上の一致を
基とし結成せらるゝものではなく、若し主義主義を掲げた團體の現実
緊急の政治的要求に基し共同戦線に依る結合であるのならば
その綱領は原則綱領を作る事が出来ぬ。是も出来る政
黨の綱領は行動綱領であるが仕方かたしと思ふ。

二 行動綱領作成に就いての基準

吾々は行動綱領作成に就いて次の三つの基準を確ししを以て以て
加ふ。

(一) 綱領の全要求を一貫して緊密階級的指導精神を確しし
たる事即ちマルシア的觀念を排除する事

例へば本綱領中マルシア的觀念の如きマルシア的觀念に基し要求を掲
げずとも其の意は明か。

例へば 衆議院、参議院、憲法部、海軍部、逓信部の改選

例へば 軍備の減少、秘密外交の撤廃、惟権上奏権の撤止

例へば 文官任用令の改正、有領大、有領小の改訂

例へば 若親の官制の改訂

(二) 綱領の表現は出来るだけ具體的の表現し、曖昧な表現
方法を採らぬ事

例へば 言論、集會、結社の自由、植民地へ自治、労働

組合の公認、生存権の獲得、婦人の社會的地位の向上、

工場法、鉱山法、海員法の改正、等々、如何の表現方法に

甚だ曖昧である。かゝる如きは如何に公認する。か如何に改訂

する。か如何に向上する。か其具體的内容が解らぬ。更に

形式は自由である。種々の結合に制限されぬもの。又は

單に形式大なるは是に於て其の等々は如何に各々の具體的

關係の目的を明確に表現する事

(三) 綱領の要求は日常當面の現実要求から出発し、それ

はなから、是としてその要求は階級闘争を激化せしめ、その要求

要素を持つてを掲げ、事